「佐倉市障害福祉施設等物価高騰対策支援金」よくある質問・回答

	質問	回答
事業内容	事業の目的は何か。	市内に所在する障害福祉施設等に対し、支援金を交付することにより、エネルギー等物価高騰の影響を受けている施設等の負担を軽減し、安定的な施設の運営に寄与することを目的とします。
	支援金の使用用途の決まりはありますか。受給後に別途、使用用途の報告等を市にする必要はありますか。	支援金の用途の決まりはありません。また、『佐倉市障害福祉施設等物価高騰対策支援金交付申請書兼実績報告書兼請求書』をもって、実績報告とするため、別途実績報告等の提出は必要ありません。
対象施設等	基準日（7月1日）現在は開所していますが、申請受付以降で休止を予定しています。支援金の対象になりますか。	休止・廃止の予定がある場合は、申請できません。
定員関係	通所系サービス事業所の利用実績の基準はいつですか。	支援金の交付額は、令和8年7月1日現在の利用定員数によります。 小：29人以下　3万円 中：30人以上49人以下　6万円 大：50人以上　9万円　　でそれぞれ申請してください。
	訪問系サービス事業所の利用定員の基準はいつですか。	支援金の交付額は、令和8年7月分の利用者実績数によります。 小：29人以下　3万円 中：30人以上49人以下　6万円 大：50人以上　9万円　　でそれぞれ申請してください。
申請関係	申請期間はいつからいつまでですか。	申請については、令和8年10月26日（月）から令和9年1月15日（金）までの受付となります。
	交付の申請は事業所・施設毎になりますか。まとめて申請できますか。	法人が、運営する施設・事業所をまとめて申請してください。
	令和8年7月以前に、運営する法人が変わりました。以前の法人と按分する必要がありますか。	基準日時点での運営法人から申請してください。按分する必要はありません。
	施設名義の口座を振込先口座としてよろしいですか。	振込先口座は、法人名義の口座をお願いします。
	電子メールで申請できますか。	可能です。 ただし、「交付申請に係る宣誓書兼同意書」は押印後にスキャンしたPDFデータにてご提出ください。
	申請後の流れはどのようになりますか。	審査を行い、内容に不備が無い場合は、交付決定通知を郵送後、支援金を指定の口座に振り込みます。なお、申請に不備がある場合は修正をお願いする場合がありますので、ご承知願います。
	振込時期はいつ頃ですか。	申請件数の状況等にもよりますが、申請から約3～4週間程度を見込んでいます。